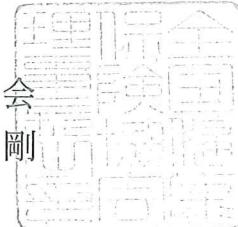


協発第121106-01号
平成24年11月 6日

民主党陳情要請対応本部
幹事長 輿石東殿

全国健康保険協会
理事長 小林剛



全国健康保険協会に対する国庫補助割合の引上げ、 高齢者医療制度の見直しに関する要請について

日頃より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会（協会けんぽ）は加入者数3,500万人、国民の3.6人に一人が加入する日本最大の医療保険者として、日本の国民皆保険制度を支えていますが、設立から5年目を迎えた今、最大の危機に直面しています。

急激な少子高齢化、低迷する経済情勢を背景に、現役世代の賃金が低下する一方、医療費が増大するという構造的な赤字要因を抱える中で、協会けんぽの保険料率は3年連続で大幅な引上げとなり、24年度は全国平均でついに10%に達しました。

協会けんぽは、収入の低い中小企業の事業主、そこで働く従業員やその御家族を加入者としています。しかしながら、保険料率は健康保険組合や共済組合と比べると格段に高くなっています。同じ被用者保険であるにもかかわらず、収入の低い者が重い保険料を負担しなければならないという、社会保障とは到底言えない状態となっています。国は、このように非常に不公平、かつ厳しい現状を直視し、早急に協会けんぽの財政基盤の強化、安定化に向けた具体的対策を講じるべきです。

また、医療保険制度の安定のために、協会けんぽは支出の4割、約3兆円を高齢者医療の負担に充てていますが、この負担も限界にあります。高齢者医療の負担は広く社会全体で支えるべきであり、公費負担を拡充し、高齢者にも応分の負担を求めるとともに、現役世代の負担についても、負担能力に応じた、より公平なものとすべきです。

今こそ国は、国民皆保険の維持のため、将来を見据えた医療保険のあるべき姿を示し、安心と納得ができる医療保険制度を構築すべきです。

については、下記の事項について実現を図られるよう、強く要請します。

記

一、全国健康保険協会に対する国庫補助金の補助率を法律上の上限である20%（現在16.4%）に引き上げること

一、公費負担の拡充をはじめとして、高齢者医療制度を抜本的に見直すこと